## 入札・契約手続きにおける押印の廃止について

このたび、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、これまで押印を求めていた入札・契約に係る各種手続きについて、押印を不要とする等の措置を講じました。これにより、下記のとおり、代表者印、社印等の押印については、今後、不要となりますので、お知らせします。

なお、契約書(電子契約を除く)、協定書などは、引き続き押印を継続します。

記

- 1.押印不要とする書類
  - ·入札等に係る書類 競争参加資格申請書、提案書、委任状、入札書など
  - ·契約等に係る書類 請書、見積書、納品書、請求書、委任状など

## 2.その他留意事項

- ・押印廃止に伴い、入札書の金額訂正ができなくなりましたので、ご留意願います。
- ·契約等に係る書類については、電子メールで提出できる場合もありますので、各契約 担当者へご確認願います。
- ・今回、押印不要となった書類について、押印の上、提出された場合であっても無効とせず、有効なものとして取り扱います。
- ・現在、各種入札については、電子化がすすめられていますので、この機会に電子入札 によるご参加もご検討ください。

担当:経理課課長補佐

連絡先:011-622-5214